

NECグループ人権方針

制定 2015年4月

最近の改正 2023年4月

人権尊重への考え方

日本電気株式会社およびその連結子会社（以下、NECグループ）は、さまざまなステークホルダーのみなさまと対話・共創しながら、安全・安心・公平・効率という社会価値を創造し、世界中の誰もが人間性を十分に発揮できる持続可能な社会の実現をめざすことを、その存在意義「Purpose」としてしています。

この Purpose 実現に向け、人権を尊重した企業活動の推進は不可欠な取り組みです。

そこで、人権の尊重を、NECグループが大切にする行動原則「Principles」の1つに位置づけるとともに、NECグループ行動規範「Code of Conduct」でも、NECグループの役員から従業員に至るまで、一人ひとりが守るべき規範として明示しています。

NECグループは、あらゆる企業活動の場面において、基本的人権を尊重し、人種、信条、年齢、社会的身分、門地、国籍、民族、宗教、性別、性的指向・性自認、および障がいの有無など、いかなる理由であっても差別行為を許しません。また、いじめ、ハラスメント、児童労働、強制労働など、個人の尊厳を損なう行為も許しません。

加えて、NECグループは、NECグループの企業活動により、脆弱な立場にある人々はもとより、あらゆる人の人権に及ぼされうる潜在的影響に関しても、責任があると考えています。

また、NECグループは、ICTセクターの一員として、プライバシーを含むデータの保護や表現の自由の尊重、および新技術の適正利用に努めます。プライバシー侵害や差別などの人権課題に配慮した製品・サービスの開発・提供をとおして、社会への負の影響を防止・軽減するだけでなく、NECグループが提供する価値も最大化していきます。

国際基準の支持

NECグループは、上記の考え方のもと、以下の文書により定められたものを含め、NECグループの事業およびNECグループの技術に関連する国際的に認められた人権の基準を支持します。該当地域の国内法令が国際的に認められた人権と両立できない場合には、国際的な人権の原則を尊重する方法を追求します。

- ・国際人権章典（「世界人権宣言」およびこれを条約化した「市民的及び政治的権利に関する国際規約ならびに経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」）
- ・労働における基本的原則と権利に関する国際労働機関(ILO) 宣言に定められた、ILO 中核的労働基準 5 分野 10 条約（結社の自由及び団体交渉権の効果的な承認、あらゆる形態の強制労働の禁止、児童労働の実効的な廃止、雇用及び職業における差別の排除、安全で健康的な労働環境）
- ・国際連合 ビジネスと人権指導原則（UNGP）
- ・OECD 多国籍企業行動指針
- ・国際労働機関(ILO) 多国籍企業宣言

人権方針の目的と対象範囲

本方針は、NEC グループのバリューチェーン全体にわたる人権を尊重するための方針を詳述しています。

本方針を NEC グループの全役員・全従業員（有期契約社員・嘱託・パートタイマーを含む）に適用します。また、NEC グループは、調達取引先、ビジネスパートナー、お客さまにも、本方針のご理解とともに、人権の尊重に努めて頂くよう、働きかけていきます。

本方針および本方針に基づく人権の尊重に関する取り組みについては継続的に見直しを行い、必要に応じて、更新・改定を行います。

方針

ガバナンス

本方針に基づく取り組みは、日本電気株式会社の CEO が統括します。また取り組みの進捗に関しては、サステナビリティ部門の担当役員が取締役会で定期的に報告し、取締役会がそれを監督します。

人権デュー・ディリジェンス

NEC グループは、本方針に基づき、UNGP に沿った以下の体制およびプロセスで、人権デュー・ディリジェンスを行います。

a. 影響評価：

NEC グループは、NEC グループのみならず取引関係等の間接的な影響を含め、顕在的または潜在的な負の影響を継続的に評価することをとおして顕著な人権課題を特定し、リスク発生の防止・軽減をはかります。

b. 負の影響の防止・軽減のための行動：

顕在的または潜在的な負の影響について継続的に分析、評価し、その結果を企業活動のプロセスに反映して、教育啓発を含む適切な施策を実施します。

c. ステークホルダーとの対話：

本方針で定める取り組みを進めるにあたり、顕在的または潜在的に負の影響をうける権利者や、社外有識者を含むステークホルダーと継続的な対話を行います。

d. 情報開示：

NEC グループは継続的に取り組みの進捗を確認し、改善を進めるとともに、人権デュー・ディリジェンスの結果を、適時・適切に情報開示します。

是正・救済措置

NEC グループは、人権侵害や侵害のおそれが発生したときに、迅速かつ正確な原因究明に基づく適切な対処によって、問題の是正に取り組みます。

NEC グループは、匿名で通報可能なステークホルダー向けの通報窓口を設置し、通報者や通報内容の秘密を適切に取り扱います。また、通報者に対する不利益な取り扱いや報復を禁止し、通報者の保護を徹底します。

顕著な人権課題

NEC グループは、NPO などの社会セクターを含む複数の社外有識者とともに以下 4 点を顕著な課題として特定し、取締役会で報告しています。これらの顕著な人権課題について、NEC グループは、より一層の取り組みを進めていきます。

1. AI などの新技術と人権：

情報通信技術(ICT) の進化は日進月歩であり、これまでに想定できなかった人権侵害を引き起こすリスクがあります。NEC グループは、ICT のなかでも特に AI の社会実装や生体情報データの利活用に関する指針である、「NEC グループ AI と人権に関するポリシー」を策定しており、これに沿った取り組みを進めます。

2. 地政学的情勢や紛争影響をふまえた人権リスク：

国際機関など第三者による指標を参照し、社外有識者の意見もふまえ、定期的および適宜、人権に関わるハイリスク地域を特定します。NEC グループは、当該地域の事業で人権侵害に関与するリスクの防止・軽減に取り組みます。

3. サプライチェーン上の労働：

NEC グループは、社会価値創造にあたり、調達取引先との協働・共創が必要不可欠であると考えています。調達取引先に対しては、「サプライチェーンにおける責任ある

企業行動ガイドライン」への理解と、ガイドラインに沿った責任ある企業行動を要請しており、調達取引先とともに、サプライチェーン上の労働に関する人権課題解決に向けて取り組みを進めています。

4. 従業員の安全と健康：

NECグループは、従業員の安全と健康を確保し、快適で働きやすい職場の維持・向上に取り組めます。また、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントを含むあらゆるハラスメントを禁止し、多様性を認め合う文化の醸成を目指しています。国際基準を参照し、各国の法規制に基づいて従業員に対する賃金支払いや労働時間の管理を適切に行うほか、休暇の権利を保障します。

NECにおける関連方針

[NEC Way](#)

<AIなどの新技術と人権>

[AIと人権に関するポリシー](#)

[NEC個人情報保護方針](#)

[品質・安全性理念](#)

<サプライチェーン上の労働>

[NECグループ調達基本方針](#)

[サプライチェーンにおける責任ある企業行動ガイドライン](#)

<従業員の安全と健康>

[NECグループ安全衛生方針](#)

[NECグループ健康宣言](#)

以上